第19期文化審議会著作権 分科会国際小委員会第1回 (令和元年8月27日)資料

放送機関の保護に関する条約案の概念図 (受益者、保護の対象、与えられる権利について)

1. 受益者

伝統的 放送機関



※ウェブキャス ターは対象外

2. 保護の対象

(1)放送(地上波、BS放送など)



(2)インターネット上の送信

①サイマルキャスティング



②ニアサイマルキャスティング



③異時送信(見逃し配信等)

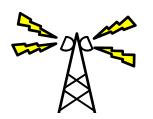


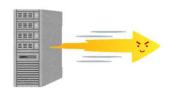
<アルゼンチン提案>

- ③-1:放送と同等の異時送信⇒義務的保護 放送に相当するものを一定期間送信(キャッチアップ)
- ③-2:その他の異時送信 ⇒任意的保護

3. 与えられる権利

再送信権(同時、異時)





<米国提案>

再送信権を制限できるが、その場合には制限 した部分について放送機関に対して適当かつ 効果的な保護を与える。

米国の例

- ・放送機関が作成するコンテンツについては 著作権による保護が可能
- ・電気通信法により再送信は放送機関の同 意が必要
- ・独占的ライセンスを有していれば放送機関 が著作権の権利行使可能